

金融サービス仲介業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 案	現 行
V 監督上の評価項目と諸手続（預金等媒介業務）	V 監督上の評価項目と諸手続（預金等媒介業務）
V－1 業務の適切性（預金等媒介業務）	V－1 業務の適切性（預金等媒介業務）
V－1－2 利用者保護のための情報提供・相談機能等	V－1－2 利用者保護のための情報提供・相談機能等
V－1－2－3 その他の説明態勢に係る留意事項	V－1－2－3 その他の説明態勢に係る留意事項
（１）～（３）（略）	（１）～（３）（略）
（４）API 等を活用して銀行等と連携する場合の措置 <u>API 等を通じた預金等媒介業者、銀行等間の連携により、顧客にとってシームレスに様々なサービスを利用することが可能となる一方、サービスの提供者、内容及び責任の所在等が理解しにくくなるおそれもあり、利便性と利用者保護の両立を図っていくことが重要となる。</u> <u>そのため、預金等媒介業者が、API 等を活用して、自らのサービスを銀行等と連携し、自らの又は銀行等の提供するアプリ、ウェブサイト（以下、この項において「アプリ等」という。）で提供する場合には、顧客の誤認防止、顧客情報の保護及びセキュリティ確保の観点から、適切な措置が講じられているか確認する必要がある、顧客の誤認防止等の観点からは、特に以下の点に留意する。</u> ① <u>預金等媒介業者と銀行等が連携して顧客に提供するアプリ等について、利用時に顧客が容易に知ることができる場所及び方法で、アプリ等の提供主体、サービスの内容及び提供主体、預金等媒介業者と銀行等の関係、事故時の対応等の責任・補償、問合せ先等について、情報提供・説明を行っているか。</u>	<u>（新設）</u>

改 正 案	現 行
② <u>こうしたサービスが、例えば、「〇〇バンク」等の名称を付して提供される場合には、以下の点が預金等媒介業者及び銀行等におけるアプリ等において、顧客に対し明示されているか。</u> <u>イ.「〇〇バンク」等は、当該預金等媒介業者と銀行等が連携して提供するサービスの名称であること。</u> <u>ロ. 預金の受入れ・送金・口座振替等の銀行サービス等は、当該銀行等が提供しているものであり、銀行サービス等を利用する場合には、顧客は、当該銀行等に口座開設等する必要があること。</u> <u>ハ. 預金等媒介業者の役割や責任のほか、当該預金等媒介業者が銀行サービス等を行うことは出来ず、また、行うものではないこと。</u>	
V-2 諸手続（預金等媒介業務）	V-2 諸手続（預金等媒介業務）
V-2-1 登録申請に係る事務処理	V-2-1 登録申請に係る事務処理
V-2-1-1 登録申請に当たっての留意点	V-2-1-1 登録申請に当たっての留意点
V-2-1-1-1 登録の要否	V-2-1-1-1 登録の要否
(1) (略)	(1) (略)
(2) 登録が必要である場合 例えば、以下の①から③のいずれか一つの行為でも業務として行う者は、原則として、金融サービス提供法第 12 条に規定する金融サービス仲介業の登録を受ける必要があることに留意する。 ① 預金等の受入れ等を内容とする契約の締結の勧誘 ② 預金等の受入れ等を内容とする契約の勧誘を目的とした	(2) 登録が必要である場合 例えば、以下の①から③のいずれか一つの行為でも業務として行う者は、原則として、金融サービス提供法第 12 条に規定する金融サービス仲介業の登録を受ける必要があることに留意する。 ① 預金等の受入れ等を内容とする契約の締結の勧誘 ② 預金等の受入れ等を内容とする契約の勧誘を目的とした

改 正 案	現 行
商品説明 ③ 預金等の受入れ等を内容とする契約の締結に向けた条件交渉 <u>(注) 媒介に当たるか否かは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断する必要があるが、インターネット上の表示等を用いる場合でも、当該表示等を用いた上で特定の者に対して銀行等との預金等の受入れ等を内容とする契約の締結に向けた誘引行為を行っている」と評価できる場合には、当該インターネット上の表示等を含めた一連の行為が媒介に当たり得ることに留意するものとする。</u> <u>なお、預金等媒介業者が、自らの固有サービスにおいて同サービスの顧客を銀行等に送客する場合（送客元のサービスに係る画面上で預金等の受入れ等の機会を提供する場合を含む。）であっても、預金等の受入れ等を行う相手方が銀行等であること及び預金等の受入れ等に係る説明等が当該銀行等により提供されるものであることがあらかじめ明示されている場合には、当該業者において、独自に、預金等の受入れ等に係る情報の追加、説明内容の加工、預金等の受入れ等の勧誘・推奨・説明又は取引の成立に向けた条件交渉等を行わないなど、預金等の受入れ等を内容とする契約の締結に向けた誘引行為を行っている」と評価されない限りにおいて、預金等の受入れ等を内容とする契約の締結の媒介に至らない行為と考えられる。ただし、媒介に当たるか否かは一連の行為全体を踏まえて判断する必要があるほか、預金等媒介業者によるサー</u>	商品説明 ③ 預金等の受入れ等を内容とする契約の締結に向けた条件交渉 <u>(新設)</u>

改 正 案	現 行
<u>ビスの名称等について、Ⅲ－２－３ 顧客の誤認防止等、Ⅴ－１－２－３ その他の説明態勢に係る留意事項（４）における誤認防止等の措置が講じられているか留意する必要がある。</u> （３）登録が不要である場合 ① （略） ② 媒介に至らない行為を銀行又は顧客から受託して行う場合には、金融サービス仲介業の登録を得る必要はない。 例えば、以下のイから二に掲げる行為の事務処理の一部のみを銀行から受託して行うに過ぎない者は、金融サービス仲介業の登録が不要である場合もあると考えられる。 イ. 商品案内チラシ・パンフレット・契約申込書等の単なる配布又は交付若しくは提供<u>（電磁的方法によるものを含む。）</u> （注）このとき、銀行名や同銀行の連絡先等を伝えることは差し支えないが、配布又は交付若しくは提供する資料の記載方法・内容等の説明をする場合には、媒介に当たることがあり得ることに留意する。 また、比較サイト等の商品情報の提供を主たる目的としたサービスにおいて銀行等から提供を受けた商品案内等のコンテンツを単にホームページ上に転載することは差し支えないが、加工したコンテンツを掲載したり、例えば、自らが推奨する商品のコンテンツを上位に表示されるようなデザインやアルゴリズムの仕組みを設けること等をしたりする場合には、媒介に当たることがあり得ることに留意す	（３）登録が不要である場合 ① （略） ② 媒介に至らない行為を銀行又は顧客から受託して行う場合には、金融サービス仲介業の登録を得る必要はない。 例えば、以下のイから二に掲げる行為の事務処理の一部のみを銀行から受託して行うに過ぎない者は、金融サービス仲介業の登録が不要である場合もあると考えられる。 イ. 商品案内チラシ・パンフレット・契約申込書等の単なる配布又は交付若しくは提供 （注）このとき、銀行名や同銀行の連絡先等を伝えることは差し支えないが、配布又は交付若しくは提供する資料の記載方法等の説明をする場合には、媒介に当たることがあり得ることに留意する。 また、比較サイト等の商品情報の提供を主たる目的としたサービスにおいて銀行等から提供を受けた商品案内等のコンテンツを単にホームページ上に転載することは差し支えないが、加工したコンテンツを掲載したり、例えば、自らが推奨する商品のコンテンツを上位に表示されるようなデザインやアルゴリズムの仕組みを設けること等をしたりする場合には、媒介に当たることがあり得ることに留意する。

改 正 案	現 行
る。 ロ. 契約申込書及びその添付書類等の受領・回収 (注) このとき、単なる契約申込書の受領・回収又は契約申込書の誤記・記載漏れ・必要書類の添付漏れの指摘を超えて、契約申込書の記載内容の確認等まで行う場合は、媒介に当たることがあり得ることに留意する。 ハ. 金融商品説明会における一般的な銀行等の取扱商品の仕組み・活用法等についての説明 二. 勧誘行為をせず、単に顧客を銀行等に紹介する業務 (注) 上記「紹介」には、以下の行為を含む<u>(各行為の全部又は一部を組み合わせるものであったとしても「紹介」に含まれる場合がある)</u>。 a. 当該業者の店舗に、銀行等が自らを紹介する宣伝媒体を据え置くこと又は掲示すること。 b. <u>対面又は当該業者のウェブサイト上等において、当該業者と銀行等の関係又は当該銀行等の業務内容について説明を行うこと。</u> c. <u>当該業者のウェブサイト上等において、銀行等のサイトへの単なるリンクの設定や金融機関から提供を受けたサービス案内等のコンテンツの転載のみを行い、預金等の受入れ等を内容とする契約の締結に至る交渉や手続は当該銀行等と顧客との間で行い、当該契約締結に当たり当該業者は関与をもたないこと。</u> <u>ただし、当該リンクの設定や当該コンテンツの転載とあわせて、当該業者独自の見解として当該サービスを推奨・</u>	ロ. 契約申込書及びその添付書類等の受領・回収 (注) このとき、単なる契約申込書の受領・回収又は契約申込書の誤記・記載漏れ・必要書類の添付漏れの指摘を超えて、契約申込書の記載内容の確認等まで行う場合は、媒介に当たることがあり得ることに留意する。 ハ. 金融商品説明会における一般的な銀行等の取扱商品の仕組み・活用法等についての説明 二. 勧誘行為をせず、単に顧客を銀行等に紹介する業務 (注) 上記「紹介」には、以下の行為を含む。 a. 当該業者の店舗に、銀行等が自らを紹介する宣伝媒体を据え置くこと又は掲示すること。 b. 当該業者と銀行等の関係又は当該銀行等の業務内容について説明を行うこと。 c. 銀行等のサイトへの単なるリンクの設定のみを行い、<u>金融サービス契約の締結に至る交渉や手続は当該銀行等と顧客との間で行い、当該契約締結に当たり当該業者は関与をもたないこと。</u>

改 正 案	現 行
<u>説明する場合には預金等の受入れ等を内容とする契約の締結の媒介に当たることがあり得る。</u> ③ 銀行から委託を受けて、営業所又は事務所内に ATM のみを設置する行為については、当該 ATM が銀行法施行規則第 35 条第 1 項第 4 号の「無人の設備」に該当する場合には、金融サービス仲介業の登録は不要である。	③ 銀行から委託を受けて、営業所又は事務所内に ATM のみを設置する行為については、当該 ATM が銀行法施行規則第 35 条第 1 項第 4 号の「無人の設備」に該当する場合には、金融サービス仲介業の登録は不要である。